仕様書

１　事業名称　事務棟自動販売機設置

２　設置場所　茨城県守谷市野木崎 2522 番地
常総地方広域市町村圏事務組合　事務棟（屋内）
１階ホールの一部　1,500×1,000（㎜）

３　設置期間　令和６年４月１日から令和９年３月 31 日まで（３年間）

４　職 員 数　20 名

５　業務内容　常総地方広域市町村圏事務組合事務棟において、自動販売機による清涼飲料水の販売を行う。

６　設置条件
（１）　販売する品目は下記のとおりとする。

販売種別		種類数	台数
清涼飲料水	缶・ビン・ペットボトル飲料	16 種類以上	１台

（２）自動販売機の設置基準
①　屋内型及び屋外型自動販売機
設置する自動販売機は、設置場所に合わせた型の自動販売機を設置すること。また、飲料用自動販売機の場合は、缶、びん、ペットボトル式を基本とし、アルコール類及びその類似品は取り扱わないこと。
②　ユニバーサルデザイン
誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機（外観色を含む）に配慮すること。
③　環境対策
消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機を設置すること。
④　転倒防止対策
各施設管理担当課と協議のうえ適切な転倒防止策を施工すること。ただし、床面へのアンカー止めは原則不可とする。
（３）容器回収ボックス
販売する品目の容器等の回収容器等が使用可能な状態で常時設置されていること。また、回収容器等は、プラスチック製または金属製とし、自動販売機１台につき概ね 70 リットル以上のものを設置すること。なお、投入口付近には、一般ごみ投入禁止とリサイクル推進を必ず表示するとともに、外観色は周辺環境に配慮したものとすること。
（４）維持管理等
自動販売機の設置管理運営において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、金銭管理、空き容器の回収・処分、故障時の対応、定期的な点検、自動販売機内部、外観及びその周

辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務はすべて設置事業者が行うこと。なお、作業内容、作業時間等については、事前に施設管理者と協議のうえ、公務に支障をきたすことのないよう十分に注意して行うこと。

（５）貸付料の徴収

① 貸付料は、１年度分を一括して納入することとする。

② 初年度分の貸付料にあっては設置期間の開始日から起算して 30 日以内に、次年度以降の貸付料にあっては当該年度の４月 30 日までに、組合が発行する請求書により納入することとする。ただし、納入期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入期限とする。

（６）電気使用料の徴収

① 電気使用料は、月額支払いとし納入することとする。

② 電気使用料にあっては、電気の使用量を計る子メーター等が示す月間電気使用量に、施設ごとの電気量料金を乗じて得た額とし、組合が発行する請求書により納入することとする。ただし、納入期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入期限とする。

③ 設置する子メーター等については、適正なものとし、設置事業者の負担により設置すること。

（７）販売価格

販売価格は、１本当たり標準価格（定価）の 10 円以上値引きとすること。

（８）売上報告書の提出等

売上状況を毎年度取りまとめ、次年度の４月末日までに、売上報告書を組合に提出すること。
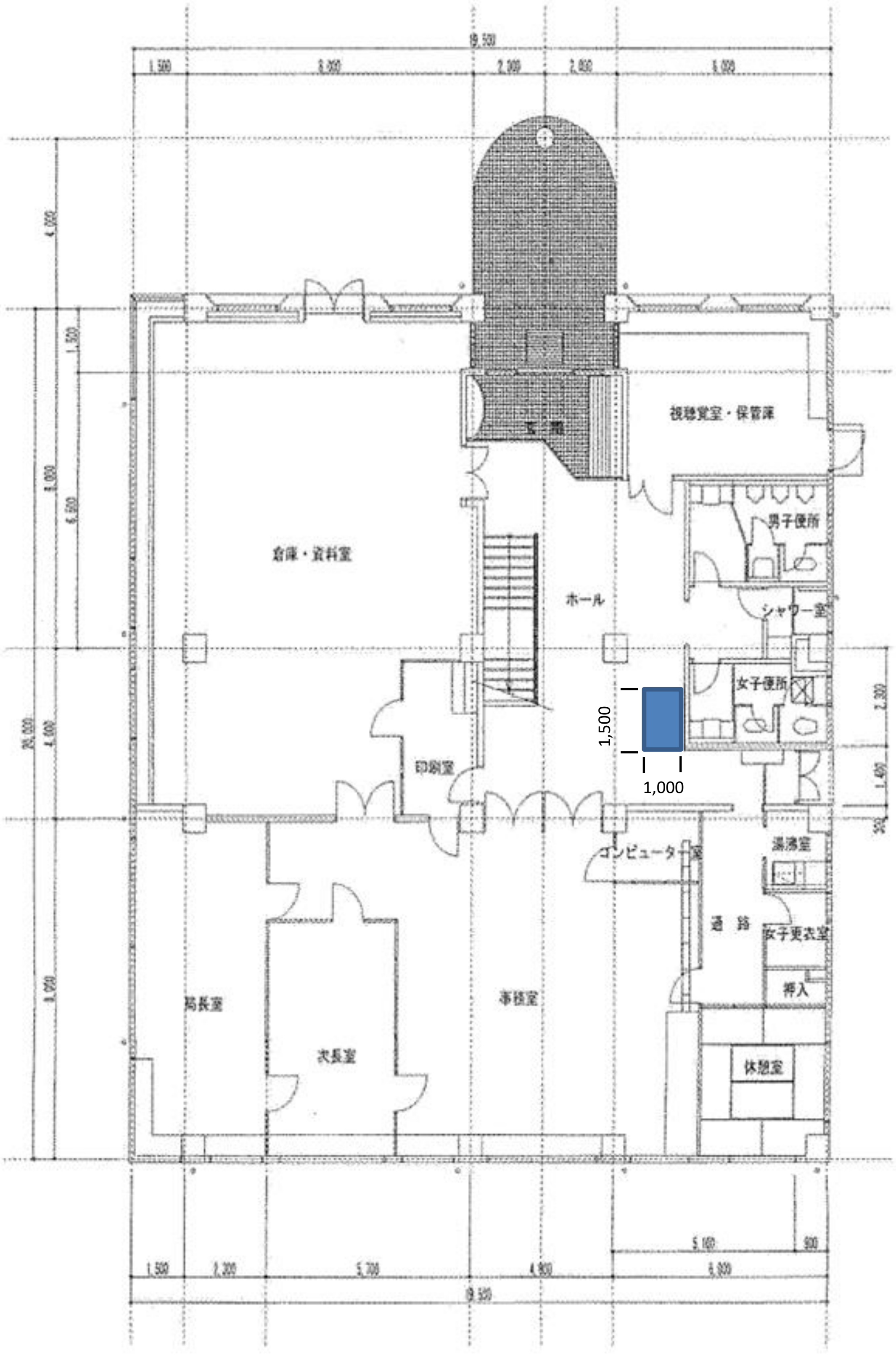
事務棟自動販売機設置範囲図